

補助制度の概要

★補助金交付条件

補助金の交付を受けることができるのは、次の条件を満たす場合に限りです。

(補助金の交付対象)

補助の対象となる設備等(以下「補助対象設備等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) ZEHに係る国の支援事業(以下「ZEH国支援事業」という。)における補助事業者として採択された事業者(以下「ZEH国採択事業者」という。)が実施するZEH支援事業補助金(以下「ZEH国補助金」という。)の対象となっているもの。
- (2) ZEHに係る岐阜県の支援事業(以下「ZEH県支援事業」という。)におけるZEH支援事業補助金(以下「ZEH県補助金」という。)の対象となっているもの。

(補助金の交付対象者)

町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 町内にZEHを新築若しくは購入した住宅に自ら居住する個人であること。
- (2) ZEH国採択事業者からZEH国補助金の交付の確定通知書(以下「ZEH国補助金確定通知書」という。)又は岐阜県からZEH県補助金の交付の確定通知書(以下「ZEH県補助金確定通知書」という。)を受理していること。
- (3) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅において自ら居住を始め、本町住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 町税等を滞納していないこと。
- (5) 輪之内町暴力団排除条例(平成23年輪之内町条例第17号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

1事業あたり20万円

(補助金の交付申請方法)

補助金の交付を受けようとする者は、ZEH 国補助金確定通知書又は ZEH 県補助金確定通知書の日付から 6 か月以内に輪之内町ゼロエネルギー住宅普及促進補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、申請してください。

- (1) ZEH 国補助金確定通知書又は ZEH 県補助金確定通知書の写し
- (2) 補助事業完了報告書類一式の写し
- (3) 工事請負契約書の写し(建売住宅を購入した場合は、当該建売住宅の売買契約書の写し)
- (4) ZEH の状況(全景)が分かるカラー写真
- (5) 申請する住宅への居住がわかる住民票(申請時に居住していない場合には、実績報告書提出時に提出すること)
- (6) 町税の納税証明書(発行後 1 箇月以内のもの)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

★注意事項

(財産処分の制限)

法定耐用年数の期間内において、補助対象機器・設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。

なお、補助対象機器・設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器・設備を処分しようとするときには、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第 4 号)を町長に提出すること。

(協力)

必要に応じて輪之内町及び輪之内町の委託業者が行うエネルギー使用状況調査、アンケート調査その他必要な調査の協力すること。